

■熊本県立劇場で使用する電気における質問及び回答

No.	質問項目	質問内容	回答
1	契約書内容	・「～乙の発電費用等の変動により基本料金単価又は従量料金単価を改定する必要があるが生じたときは、甲、乙協議のうえ、これを改定することができる。」とありますが、「～乙の発電費用等の変動により基本料金単価又は従量料金単価を改定する必要があるが生じたときは、乙は甲に通知のうえ、これを改定することができる。」へ変更可能でしょうか。	不可です。
2	契約書内容	・「～その書類を受理した日から30日を経過する日までに、電気料金を乙に支払わなければならない。」とありますが、「～検針日の翌日から起算して30日目の日までに支払うものとする。」へ変更可能でしょうか。 ・また、変更できない場合は、「ただし、乙の供給条件に支払期日の定めがある場合は、当該定めに従い支払うものとする。」を追記可能でしょうか。 (契約書の条項の変更及び追加が不可能な場合) 検針日の翌日にFAX又は電子メールで請求した場合、その日から起算して30日以内に支払っていただくことは可能でしょうか。(振込票でのお支払いの場合は、後日、振込票を郵送いたします。)	いずれの場合も不可です。
3	契約書内容	・「～第8条第1項の財務大臣の決定する率」とありますが、「年10パーセント」へ変更可能でしょうか。 ・また、変更できない場合は、「ただし、乙の供給条件に遅延利息の定めがある場合は、当該定めに従い、支払うものとする。」を追記可能でしょうか。	いずれの場合も不可です。
4	提出書類	・現在事項全部証明書を添付するようになっていますが、履歴事項全部証明書での代用は可能でしょうか。	可能です。
5	内訳書	・燃料費調達額を割引対象とする場合、令和元年10月の単価(△0.56円/kWh)を用いると記載されていますが、燃料費調達額(△0.55円/kWh)・離島ユニバーサル調整額(△0.01円/kWh)を用いると変更可能でしょうか。	可能です。
6	契約書	・当社が落札した場合、割引料金に関する項目については、電気需給契約書とは別に契約書の締結が可能でしょうか。 ・また、不可の場合、電気需給契約書に、項目の追加が可能でしょうか。(例:請求額の積算方法 等)	電力需給契約書とは別に契約書を締結することは、不可です。 なお、電力需給契約書は、落札者の割引料金の算定に合わせ、請求額の積算方法等を追加記載します。
7			
8			
9			
10			